

# 協議会だより

## 夏季休業中のみの受け入れ・開所をめぐる

「夏季休業中のみ開所する学童保育（放課後児童クラブ）」についての報道がつづいています（この間の流れがわかるものとして以下にあげます）。

◆「夏休みだけ開所」に補助検討  
学童の待機児童対策——政府（時事通信、二〇二三年二月付）

◆「夏休みの学童」開所状況を調査 待機児童解消へ実態把握——子ども家庭庁（時事通信、二〇二四年四月付）

◆「サマー学童に補助金 子どもも家庭庁、夏休みの受け皿拡大」（日本経済新聞、二〇二四年七月付）。

子ども家庭庁が二〇二二年度に行った放課後児童クラブの実施状況調査では、二〇二三年五月一日

時点の登録児童数に加えて、同年一〇月一日時点での実施状況もはじめて調べました。その結果、約五万八〇〇〇人（速報値）が年度の途中で退所していることがわかりました。

この結果を、「年度前半に利用ニーズが高い」と解釈したことも家庭庁は、「年度前半や夏季休業中のみ放課後児童クラブの開所支援のあり方を検討する」としています。

報道では「補助金制度の創設を調整する」「補助金を検討する」と紹介されていますが、子ども家庭庁では、「令和六年度子ども・子育て支援調査研究事業」の調査研究課題として「小学校の長期休業中における子どもの居場所に関する調査研究」を行っている段階です（本誌二〇二四年六月号「協議会だより」

もらんべんたけい）。

\* \* \*

中途退所の問題については本来学童保育を必要とする子どもが通いつづければ、年度途中で退所している実態を改善するための課題が含まれていることへの気づきと、保育の質を向上させるための対策が必要と。

また、「待機児童解消」は、子ども集団の規模の上限を守りながら、必要な数だけ学童保育を増やすこと（子どもに適切な「生活の場」を保障すること）と両輪で行われるべきです。

子ども家庭庁が実施状況を複数回調査したことは評価できるものの、その結果のとうえ方やその先の議論の方向性が、一時的な期間の対応のみを検討するものとなっていることは、学童保育本来のあり方から見ても注視する必要があります。

学童保育は子どもにとって、年間をとおした「生活の場」であることから、指導員による「生活の連続性

を意識した関わり」が求められます。例えば、年度のはじまりの四月当初では、指導員は緊張している新生児に、「学童保育は、安心して自分の思いを出していい場」であることを意識的に伝えます。

また、年度はじめは、子どもたちが新しい生活に緊張して疲れることもあるので、自由にのんびり過ごせるような配慮が必要です（実際には、体を休める時間を設けている学童保育もあります）。

二年生以上の子どもたちもそれぞれに進級し、学校や学童保育で新たな生活がはじまるなかでさまざまなおいを抱きます。

指導員は、そうした子どもたちの健康状態、緊張や疲れ、感情の動きなども念頭におきながら、在籍している子どもたち全体が、新たな仲間関係を構築していくことを支えます。

このたび検討されている「夏季休業中のみ開所する学童保育（放課後児童クラブ）」については、学童保

育本来のあり方、現場の実態が、議論に反映されていない印象を受けま

す。  
以前から、保護者の就労などの状況にあわせて、学校の長期休業中のみの入所を希望する声はありまし

た。また実際に「定員の範囲内」などの条件を設けるなどして長期休業中のみの受け入れを行っている学  
童保育もあります。  
厚生労働省は二〇一七年度から長期休暇支援加算」として、長期休業中に「支援の単位」を新たに設けて運営する等の場合、「要件に該当する開所日数×一七〇〇〇円（一支援の単位当たり年額）」を予算計上してきました。これは、こども家庭庁発足以降も継続しています（なお全国学童保育連絡協議会では、予算の執行状況を把握できていません）。

二〇二三年六月には、地方分権の議論のなかで、「長期休暇期間に限定して運営する放課後児童クラブ（年間開所日数二〇〇未満）」も「子ども・子育て支援交付金」の対象に

加えること」が一部の自治体から提案されました。

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準」が参酌化されたことにより、国の基準とは異なる規定を設ける自治体が年々増えています。

その影響もあって「保育の質」の地域格差が広がっていること、「指導員不足」で十分な職員体制が整えられない現状があることを考えあわせること、「放課後児童健全育成事業の枠組みのなかで補助金を受け取ろうとするのみが優先され、基準をさらに引き下げることにつながるのか」という懸念があります。

今後の動向を注視するともに、子どもたちの生活が大人の都合優先で考えられていないか、あらためて検証することが必要です。

## 「熱中症特別警戒アラート」の運用とその影響について

熱中症対策について、こども家庭

庁成育局安全対策課をはじめ、複数の省庁から事務連絡「令和六年度における熱中症対策について」（二〇二四年七月五日付）が発出されました。

気候変動の影響により、熱中症による被害がさらに増加するおそれがあることをふまえて、二〇二三年四月に「熱中症対策を一層強化するための気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が成立しました。

これにより、「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法律に位置づけられるとともに、より深刻な健康被害が発生した場合に備えて、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設され、二〇二四年四月二四日から運用が開始されています。

このたびの事務連絡では、「熱中症特別警戒アラート」の発表時には、一学校や会社、イベント等の管理者には、全ての方が熱中症対策を

徹底できているか確認し、徹底できていない場合には、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更や、リモートワークへの切り替え等の判断をお願いする予定」と述べられています。

文部科学省のホームページには「体育や部活動、校外学習、冷房設備のない教室での授業などの対応を検討するよう」と記されています。

そうしたなかで、「熱中症特別警戒アラート」が発表された際には学校を休校し、それにもなると学童保育も休所することを検討している自治体もあるようです。

ある市では、小・中学校の保護者向けに、「熱中症特別警戒アラート」が発表された日の翌日の授業は中止（終日）「学童保育も休所」との発表があり、対応をめぐって混乱が起きています。

全国連協では、各地の動きについて情報収集を行うとともに、こども家庭庁に対応を確認中です。